

第7回 農地法制の在り方に関する研究会 議事概要

1. 日 時 令和6年1月9日(火) 14:05~15:10

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(委員)

加藤委員、菊地委員、馬場委員、原田委員、疋田委員、柚木委員、吉原委員
(農林水産省側)

経営局 村井局長、押切審議官、峯村農地政策課長

農村振興局 長井局長、佐藤農村政策部長、新川農村計画課長

4. 議 題

農地法制の見直しの方向性について

5. 議事内容

資料1~3について、農林水産省から説明。各委員からの主な意見は以下のとおり。

- 農地の総量確保や適正・有効利用に向けた措置については、厳格に運用していくことが重要。
- 土地利用の基本的な考えについて、人口減少の中でも地域の活力を維持していくには、地域経済の維持・発展に必要なインフラの整備がこれまで以上に重要。国による農地の総量確保に向けた措置が重要である一方、自治体が裁量を持ちそれぞれの地域の実情に応じて柔軟にまちづくりを行うことができる制度であることも重要。このため、ガイドライン等の作成に当たっては、自治体の意見も取り入れていただきたい。
- 地域計画内の農地の農用地区域への編入促進は重要。一方、厳格すぎると地域計画の策定に当たって、農用地区域内農地が地域計画の中に入っていないことも想定されるため、総合的なバランスの観点で運用していく必要。
- 営農型太陽光発電について、許可基準を法定化し、厳格に運用していくことが重要。明確な基準やガイドライン等により、自治体の手間がかからないようにすることも重要なので、ガイドライン等の作成に当たっては、自治体の意見も是非取り入れてほしい。
- 所有者不明農地の増加が見込まれる中、遊休農地の解消は喫緊の課題。地域計画の区域内における遊休農地の裁定申請の義務化・申請期限の短縮は非常に有効。
- 農地所有適格法人の経営基盤強化は、①農業関係者の決定権の確保、②農地の農業上の利用の担保、③地域との調和、④国・地方公共団体の監督の4つがポイント。いずれも政省令やガイドライン等により厳格に運用していくことが必要。
- 農地所有適格法人の経営基盤強化は、今回、取りまとめた懸念払拭措置を一層厳格に運用し、不適切な農地取得が排除され、取引企業との連携による農地所有適格法人の経営発展のための措置として実効的に機能するような制度とする必要。

- 地域計画に定められた農業用施設に係る転用許可の特例について、担い手の規模拡大が進む中、必要な改正であることは理解。一方、地域計画への位置付けにより面積要件なく転用許可不要となることから、附帯施設を含む対象施設の範囲や周辺の農地利用への支障の確認方法等について、地域の農地利用に影響が出ないように、慎重に検討してほしい。
- 地元の畑が荒れ、作付転換しにくい農地になっているので、農地の総量を維持するには、需要を反映できるよう、作付転換に対する支援などがあればありがたい。

以上